

公企労文化クラブ等に関する補助金支出要綱

（目 的）

第一項 この要綱は、公企労組合員が自主運営する文化クラブ等に一定の補助を行い組合員相互の親睦をはかり自治労・公企労文化の向上に寄与し、これら活動を通して、組合活動をさらに発展強化させることを目的とする。

（補助要件）

第二項 文化クラブ等（以下「会」という）への補助金支出要件は、次のとおりとする。

- 一．組合員が中心に自主運営し、責任者及び、それに該当する者が組合員で原則的に構成が組合員であること。
- 二．会の名称、会則が明確に定まっていること。
また、会が恒常的でかつ、希望する組合員は誰でも参加資格を有すること。
- 三．会費（毎月、年会費）を徴収し、自主的に運営されていること。
- 四．年一回以上、総会（それに準ずるものも含む）を開き会計報告が行われること。
- 五．会の活動が民主的に運営され、組合運動との関連が認められること。

（申請及び審査）

- 第三項 一．会の責任者は、 構成人員、 会則、 活動及び会計報告（発足時においては、予算書） 当年度予算書を添えて執行委員長に申請する。
- 二．執行委員会は、会から補助申請があった場合、その都度、審査し、決定する。

（補助内容、利用目的）

- 第四項 一．執行委員会は会の責任者から補助金の申請があった場合、構成人員や、運営活動内容を勘案し、五万円を限度に補助金を支出することができる。
- 二．補助金の利用目的は、会の運営費にあてること。

（除外規定）

第五項 各所属分会、特定地域を対象とする会については補助の対象とはしないこととする。

（支出科目）

第六項 この要綱に定める支出科目は、福利厚生会計から支出する。

（そ の 他）

第七項 その他、この要綱に関する疑義が生じた場合、執行委員会で協議し決定する。

附 則

この要綱は 1984 年 9 月 1 日から適用する。